

6. 施策目標に向けた推進方策

6-1 推進方策

理想像に向けた各推進方策に関する具体的な内容は、次に示すとおりです。

安全：安心しておいしく飲める水道水

《施策1》水源の保全政策

安心して水道水を飲んでいただくためには、水源上流域の保全対策はかせません。今後も、水源上流域の水質汚染を招かないよう、国・県および関係機関との連携を強化し、未然防止に努めるとともに、水源の環境保全について啓発活動などを継続して行います。

(1) 水源保全活動の継続

水源付近の森林を守り、育てるために、平成11年度以降、耶馬溪ダム周辺で講演会や、山国川の水源地・下流域等の関係者が主体となって開催している「耶馬の森林」植樹の集いを通じて、植樹を行っています。森林が本来持つ水源涵養の機能維持のために、今後も植樹および育樹管理を行い、講演会で市民への啓発活動に努めます。

また、水源上流域へのごみの不法投棄を防止するために、山国川下流域水利用連絡協議会では山国川の清掃活動を実施していますが、今後も山国川流域において、定期的なパトロールや清掃活動に努めます。



植樹活動

(2)情報提供と啓発活動の実施

水源流域の情報などを市民に広く提供し、水源の価値や役割、森林の環境保全機能、地域住民の連携意識の必要性について、広報誌「すいどう」やホームページなどで啓発活動を行っています。毎年 6 月には「水道週間」を実施しており、水道に関する情報を市の広報誌「なかつ」で掲載しています。また、夏休みには、「親子水道教室」を開催し、三口浄水場の見学や水質実験等を通じて、水の大切さを知って頂く活動をしています。

他に、平成 28 年 10 月には、耶馬溪ダムの水を北九州市に送る耶馬溪導水完成 20 周年を記念した「北九州-中津ウォーキング大会」を開催し、水源の重要性について、流域市町村での認識の共有を図っています。今後も、このような情報提供と啓発活動を実施していきます。



夏休み親子水道教室



北九州-中津ウォーキング大会

【具体的施策】

- 植樹をはじめとする、山国川流域の定期的なパトロールや清掃活動の実施
- 広報誌「すいどう」や、ホームページを通じた情報提供・啓発活動の実施

《施策 2》水源水量の確保

本市上水道事業の水源は豊富で恵まれているといえます。しかしながら、一部の旧簡易水道事業においては、水源が整備されてから年数が経過しており、取水量の低下が懸念されています。

今後、既存水源に関しては、水位観測や揚水試験などにより、取水可能量を把握するとともに、更正・改良により取水量低下や他系統からの連絡管整備についても検討します。

(1)水源の確保

定期的に井内調査や洗浄を行い、既存水源の取水量低下の抑制に努めるとともに、将来にわたって安定した水源を確保するため、新規水源調査のほか、広域的な視点により、他系統からの連絡配水についても検討します。また、地理的条件から連絡配水が困難な場合には、予備水源確保に努めます。

今後、水道事業運営や水道施設整備を効率的・効果的に推進するために、水道施設の統廃合計画を進めていきますが、廃止可能な水源については、予備水源として確保する方針です。



耶馬溪ダム

【具体的施策】

- 新規水源の調査
- 廃止予定水源を予備水源として継続利用
- 既設水源の定期的清掃の継続

《施策3》水質管理体制の強化

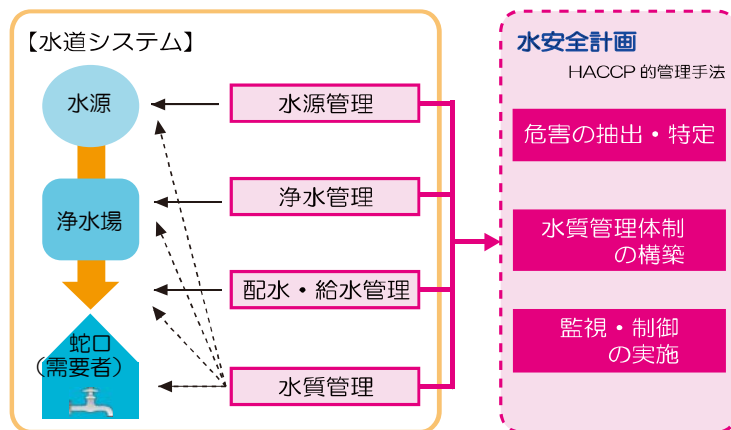
安全な水道水の供給を目指し、水質検査計画にもとづく水質管理体制の継続に加え、水道水源に関わるクリプトスピリウム等による汚染リスクを評価し、必要となる施設整備、検査・運転管理の措置を講じていきます。

(1)水質検査の実施

水質検査計画に基づく水質検査の実施とともに、良好な水質を維持できるように安全な水供給体制を構築する「水安全計画」を策定します。

「水安全計画」は、HACCP的管理手法に基づき、水源から給水栓に至るまでの水道システムに存在する危害を抽出・特定し、それらを継続的に監視・制御することにより、一貫した水質管理体制システムの構築を目指すものです。

また、異常発生に対する迅速な対応力に加えて、検査データの信頼性及び継続性からの確かな自己組織能力を有する検査機関と協力することで、水質変化等の事故が起きた際にも、早期な状況把握と対処を行える体制を整えます。



水安全計画

(2) 指標菌、クリプトスポリジウム等検査の徹底

「水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針」に基づいて、定期的に原水のクリプトスポリジウムや指標菌の検査を実施し、原水に係わる検査体制のもと、必要な措置を講じています。

クリプトスポリジウム等による汚染リスクが想定される地区については、リスク対策として必要な施設を今後整備します。

(3) おいしい水の提供

安全でおいしい水道水をお届けするには、異臭の原因となる臭気物質をできるだけ抑えることと、適切な残留塩素の管理が必要です。利用者が水道水を使用時に適切な塩素が残るように、浄水場で注入量を調整しています。今後も、適正に水質検査を実施するなど、きめ細やかな水質管理に努めます。

(4) 浄水処理方法の検討

水質検査の結果、原水水質が水質基準に適合しない場合は、直ちに原因を究明し、基準を満たすために必要な浄水処理施設の導入を検討します。また、適合している場合においても、過去の傾向と異なる検査結果が検出された際には、再検査や原因究明を行い、必要に応じて対策を講じます。

水源水質が悪化している一部の地区においては、これらに対応可能な浄水処理方法や水運用の見直しを行い、必要な施設整備を進めます。

(5) 水道施設のセキュリティ体制の強化

主要な浄水場の一つである宮永浄水場は、監視カメラを設置することにより、監視体制を整備しています。また、三口浄水場では、原水に毒物が含まれていないかを監視する「バイオアッセイ」を設置し、水槽内の金魚の様子を監視することで、水道水の安全を確保しています。

今後も、水道施設の監視体制を強化し、安心・安全な水の供給を目指します。



バイオアッセイ（三口浄水場）

原水で金魚を飼うことで、金魚が暴れたり、いつもと様子が変わったときに、毒物が含まれていないかを監視します。

【具体的施策】

- 水安全計画の策定
- 指標菌、クリプトスポリジウム等検査を含めた水質検査の徹底
- 水質悪化の懸念される地区の浄水処理方法及び水運用の見直し
- クリプトスポリジウム等のリスク対策強化
- 監視体制強化

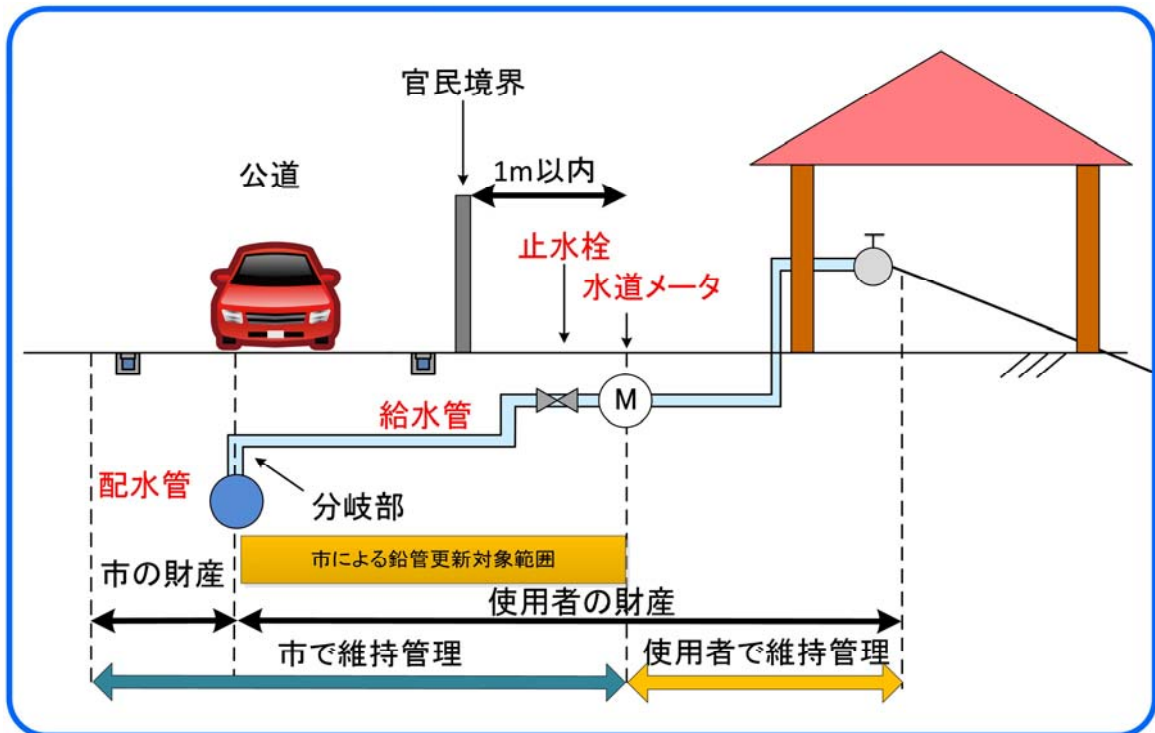
《施策4》鉛製給水管の更新

水道水の安全性向上や漏水防止のため、鉛製給水管を更新整備します。

(1) 鉛製給水管の更新

本市は、一部の家庭で鉛製給水管が使用されているため、毎年、漏水調査区域における鉛製給水管件数調査の実施や市のホームページに鉛製給水管を使用している場合の注意喚起を掲載しています。

今後も漏水修理や老朽管更新工事等に合わせ、公道（配水分岐から水道メータまたは止水栓まで）に残存している鉛製給水管を随時更新していきます。



給水施設

【具体的施策】

- 鉛管給水管の更新

《施策5》貯水槽水道の管理指導の徹底

安全な水を供給する責任があるという立場から、貯水槽水道の設置者に対して、適切な管理方法などの指導・助言及び勧告を行うとともに、貯水槽水道の利用者に対しても積極的に情報提供を行います。

(1) 貯水槽水道の管理指導の徹底

貯水槽水道の設置者に対し、必要があると認めるときには、指導、助言および勧告に努めます。さらに、貯水槽水道の利用者に対しては、貯水槽水道の管理等に関する必要な情報を提供するとともに、衛生面や水質などの相談に応じていきます。

【具体的施策】

■ 貯水槽水道の適正管理の促進



貯水槽

【貯水槽の管理基準】

- ・貯水槽の清掃を毎年1回以上、定期に行うこと。
- ・貯水槽の点検（本体亀裂や破損の有無等）を行い、有害物、汚染等によって水が汚染されないように措置すること。
- ・給水栓における検査（水の色、濁り、臭い、味等）を行うこと。

（大分県ホームページ：貯水槽設置者のみなさまへ）

強 靱 : いつでもどこでも安定した水道水

《施策6》災害対策の推進

本市は東南海・南海地震防災対策推進地域（平成24年4月1日現在）に指定されており、近年においては、九州地方で風水害など頻発しています。これらの災害発生時においても、安定して安心できる水をお届けするための災害対策が必要とされています。それには、浄水場や配水池などの主要構造物や基幹管路の耐震化をはじめ、重点的かつ戦略的な整備により、水道システム全体の安全度・安定度を向上させる必要があります。

(1) 水道施設の耐震診断と耐震化

三口浄水場では、平成24年度より耐震化工事を実施しています。耐震化工事実施期間中も、浄水場は常時稼働しているため、運転、供給への影響を考慮した上で、耐震化整備を進めています。今後は、非耐震施設である三口高区配水池や急速ろ過池を随時耐震化整備していきます。



【具体的施策】

- 三口浄水場の耐震化工事の実施

《施策7》施設の更新

本市の水道事業の歴史は古く、水源地、配水池、ポンプ所などは老朽化が進み、更新の時期を迎えています。また、市内に張り巡らされている管路の中には、法定耐用年数を経過している管路も多く残っています。将来においては、これらの老朽化した水道施設について、優先度を考慮した上で、効率的に更新整備を進めていく必要があります。

(1) 配水管の更新

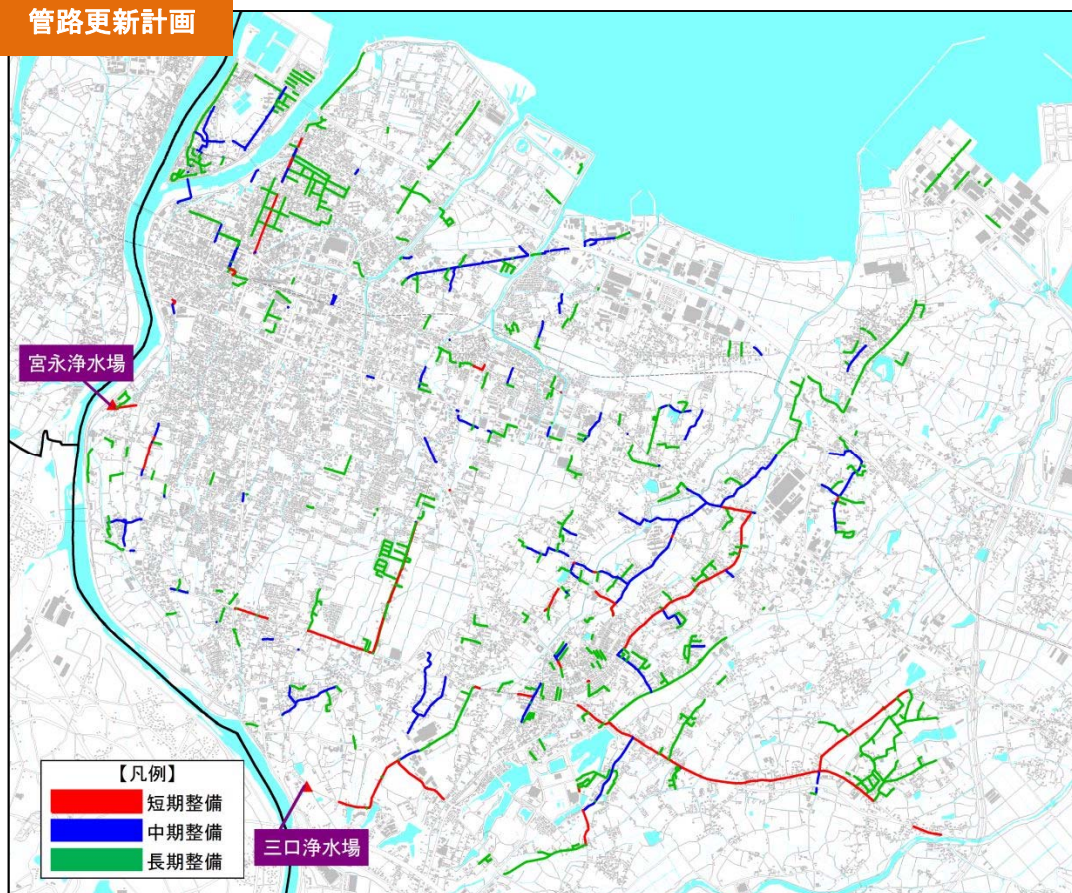
将来にわたって増加していく老朽管を着実に更新整備していくためには、効率的な整備計画が必要です。そこで、管種や布設年度、災害時の重要拠点（医療機関や緊急避難場所など）への配水ルートを検討した、総合的な視点に基づき、管路更新整備計画を策定しました。

今後は、この管路更新整備計画に基づき、耐震性を有する管路へ更新整備を進めていきます。



管路更新工事

管路更新計画



(2)漏水調査の実施

水道管が老朽化し漏水すると、大切な水が無駄になるだけでなく、道路の浸水など、思わぬ事故を引き起こすことがあります。本市では、給水区域を 4 区域に分け、毎年漏水調査を実施しています。貴重な水資源を無駄にしないために、漏水管への早期対応を通じて、環境負荷の低減や有効率の向上に努めます。

(3)電気設備の更新

電気・計装類は、水量、水質計測にはじまり、遠隔操作やデータ通信など、正確な数値情報を得るために欠かせないものです。

三口浄水場では、平成 28 年度に電気系統の根幹となる受変電設備および中央監視設備を更新しました。しかし、その他の施設では、耐用年数を超過している設備が多く存在するため、更新を進めていくと共に、設備予防保全と、不具合故障時の速やかな緊急対応を基本姿勢として、他も含めて常時監視と毎日の点検体制で機能維持に努めていきます。



受変電設備（三口浄水場）



中央監視設備（三口浄水場）

【具体的施策】

- 管路更新計画に基づく着実な配水管更新の実施
- 漏水調査の実施
- 電気設備の更新

《施策8》応急対策の充実

地震や風水害などの自然災害や水質事故により、水道施設に大きな被害が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、組織体制の充実を図り、災害対策の強化に努めます。

(1) 応急給水・復旧活動

本市は、防災ハンドブックや給水訓練の実施により、緊急時にも迅速な災害復旧が行える体制を整えています。今後も、スムーズな応急給水・復旧活動が行えるようにしていきます。

(2) 災害に備えた設備の充実

本市では、平成 29 年度に 1.7t 給水車を 1 台購入の他、災害時に給水用ポリタンクを備蓄するなど、応急給水に必要な資材を充実させています。今後も、これらの災害対策用設備の充実化に努めます。



給水車

(3) 災害対策（ライフライン）の充実

県下の水道事業体で構成する日本水道協会大分県支部においては、地震等の災害により、水道施設が被害を受けた場合、住民への応急給水と施設の応急復旧をすることを目的とした水道災害応援要綱を定めています。他にも、本市では、水道事業運営に関わる関係機関と応援体制を構築し、災害時のライフライン確保に備えています。

また、本市が製造・販売している「耶馬溪源流水 青の洞門」を災害時の飲料水として備蓄し、備えています。



【具体的施策】

- 応急給水・応急復旧活動訓練の継続
- 災害に備えた設備の充実
- 災害時の応援依頼体制の構築

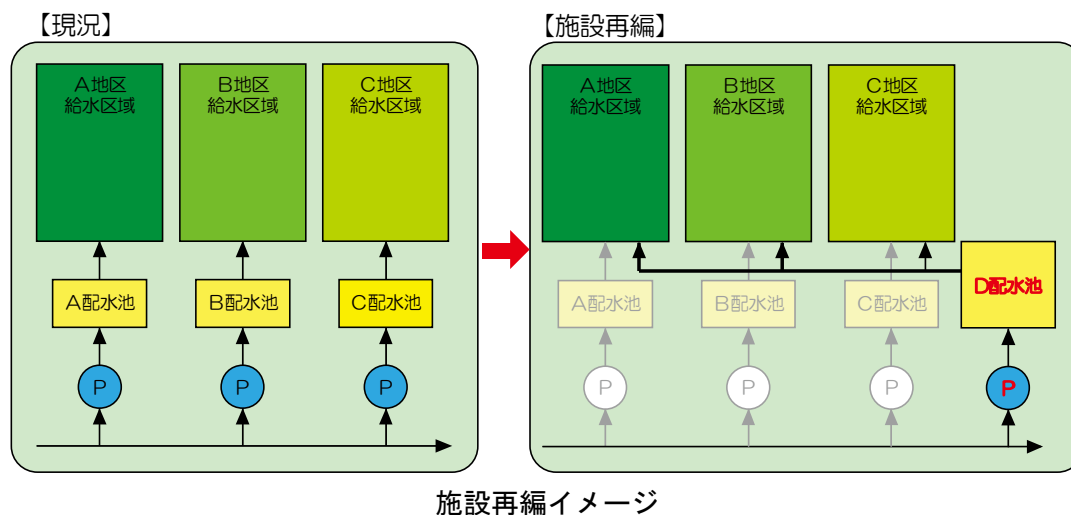
持 続 : 健全な経営を維持する水道

《施策 9》施設整備費の削減

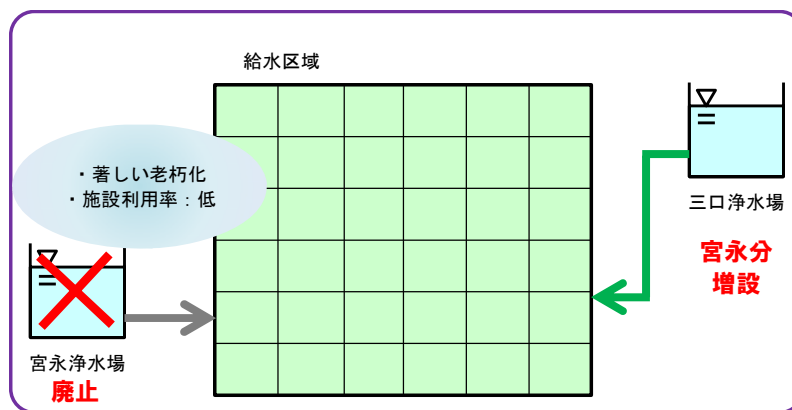
今後も、良質な水道水を安定して供給していくためには、時間の経過と共に増加していく老朽化施設を更新し、必要な施設整備を進めていく必要があります。しかしながら、老朽化施設を全て更新するには、多額の費用と膨大な時間を要します。そこで、施設整備にあたっては、今後の水需要量とのバランスを考慮し、施設統廃合やダウンサイジングを視野にいれた施設再編を進めていきます。

(1) 効率的な施設整備

旧簡易水道などの小規模水道施設の整備・維持管理等の効率化を図っていくためには、適正な水需要予測に基づいた施設容量を算定し、施設統廃合やダウンサイジングを進めていく必要があります。そのために、再編による効果及び影響を検証し、対象地区において最も効率的で経済的な施設の再編整備を進めます。



また、宮永浄水場については、施設の老朽化が著しく、施設利用率が低い状況です。そこで、将来において、効率的な施設整備・管理をするために、宮永浄水場を廃止し、三口浄水場を増設して水の供給を行います。



(2)費用削減対策

工事の計画・設計等の見直し、工事発注の効率化、工事構成要素のコスト低減等の施策を講じることにより、工事コストの着実な低減を図ります。工事の設計時に、工事コストを比較することで費用削減に努めています。さらに、工事コストだけでなく、耐用年数や運転費用、撤去解体費までのライフサイクルコストを考慮し、設備機器の選定を行っていきます。

(3)環境・省エネルギー対策の推進

静音性に優れ、効率的、低消費電力などの省エネルギー型機器や、環境に配慮した機器を積極的に導入します。また、効率的な施設運用を目指すことで、システム全体の省エネルギー化を目指します。設備の更新の際には、必要な機能を有したポンプの中から、高効率のポンプを積極的に採用しています。

【具体的施策】

- 施設統廃合やダウンサイジング等の効率的な施設整備
- 長期的な視点によるライフサイクルコストの比較・選定
- 省エネルギー型機器の採用

《施策 10》人材の育成と技術の継承

団塊世代の退職や事務事業の効率化により、職員数が減少傾向にある中、事業運営を維持するためには、職員の技術力向上と継承が求められます。また、外部委託が進むことにより、職員は、これまでに以上に業務の監督能力や判断力が必要となります。今後は、人材配置の適正化を図るとともに、より専門的な知識と広い視野を持った人材育成に努めます。

(1)水道技術者の確保

ライフラインである水道の安全、安定供給を持続させるためには、水道に精通した人材の確保が欠かせないため、これからも人材確保に努めていきます。

(2)職員研修の強化

多様化・高度化する利用者ニーズに的確に応えていくため、従来の研修に加え、職場における日常的なOJT（オンザジョブトレーニング）のほか、日本水道協会等が実施する研修会に参加することで、職員の技術や知識を高め、職務遂行能力の向上に努めています。

また、技術や知識の習得だけでなく、接客マナー等利用者サービス面においても研修を行い、企業精神（企業性の発揮とコスト縮減意識の徹底）の高揚を図り、窓口接遇のさらなる向上に努めます。

(3)情報の共有化

これまでに蓄積された技術をマニュアル化するなど、次世代への確実な水道技術の継承に努めます。三口浄水場および宮永浄水場では、運転管理を民間に委託することを通じて、運転業務のマニュアル化

や技術継承を図っています。また、研修会等に参加した職員のみでの資質向上に留まることなく、研修報告会などを開催することにより、他職員への浸透を図り、情報の共有化に努めます。

【具体的施策】

- 職員研修の強化
- 継続的な技術の習得と技術者育成
- 職員間での情報の共有化



水道技術研修会



水道事務研修会

《施策 1 1》水道料金の適正化

災害に強く、良質な水の安定供給が可能な水道を構築し、次世代に引き継いでいくためには、多額の設備投資が必要です。今後、人口減少による給水収益低下が見込まれる厳しい財政状況に対して、適正な水道料金を設定し、適宜見直しを行っていきます。

(1) 水道料金の適正化および料金体系の見直し

本市では、50年間の財政収支見込みを毎年見直し、経営状況を把握しています。この見直しでは、水道料金をはじめとする収入と、計画されている浄水場の耐震化工事や設備の更新工事にかかる費用（支出）を考慮した上で、水道料金の適正を判定しています。今後も過去の実績や効率化を踏まえ、水道料金の適正化を図ります。

また、水道利用者へ、料金に見合ったサービスを受けていると納得していただくために、サービスの向上はもちろんのこと、効率的な経営に努めます。現在は、水道料金徴収等窓口業務を委託し、浄水場の運転管理を民間委託することで、サービスの向上、経費の削減を図り、効率的な経営に努めています。

【具体的施策】

- 水道料金の適正化

《施策 1 2》広報・広聴活動の充実

様々な広告媒体を用いて、水道利用者が求めている情報を発信するとともに、本市の水道水のおいしさや安全性など、水道に対する正しい理解とイメージアップに努め、サービス向上と円滑な事業運営を図ることで、身近で透明性・公平性の高い水道事業を目指します。

(1) 広報活動

より多くのお客様に水道事業へ関心をもっていただけるよう、定期的に発行する本市広報誌、パンフレットやホームページ等の各種広報媒体を最大限に活用して、水道事業の紹介、水質状況や経営状況、災害対策などの必要な情報を分かりやすく迅速に提供します。

また、地区の防災訓練で給水訓練などの市民参加・体験型イベントの実施や、ホームページや支所管内各戸にある告知放送端末（旧簡易水道地区）を使った、渇水時の節水や低温時の水道管凍結防止に関する情報提供などを行っていますが、今後も継続していきます。



給水訓練（牛神町）



給水訓練（古城町）

(2) 広聴活動

各種のサービスにおいては、顧客満足度を極力高める必要があります。本ビジョンでは、平成 29 年度に市民約 2,000 人を対象にアンケートを実施し、約半数の方から回答を頂きました。今後も多様化する水道利用者の意識・ニーズを把握するために、意見・要望等について、アンケート調査や水道モニター制度などの広聴活動を行っていきます。

【具体的施策】

- 積極的な広報・広聴活動の実施

《施策13》窓口サービスの向上

水道利用者の利便性の向上、ニーズの多様化を踏まえて、水道利用に関する手続きの簡素化を随時検討していきます。また、窓口サービスの向上を目指し、苦情や問い合わせには、水道利用者の立場に立って、適切に対応していくとともに、窓口やインターネットを通じて寄せられる利用者の声を反映し、サービスの向上に努めます。

(1) 料金支払の利便性向上

公共料金の支払い方法として、コンビニエンスストアやクレジットカードなどの決済が広がってきています。本市では、平成28年度よりコンビニエンスストアでの支払いが可能となりました。しかし、このような支払い方法は、お客様の利便性が向上する一方、手数料が発生するため、お客様の負担が増えるおそれがあります。今後は、費用対効果を考えながら、お客様のニーズを的確に把握し、利便性が向上する支払い方法について、検討を進めています。

(2) 接客マナーの向上

平成27年度より料金窓口は民間委託を実施し、民間のノウハウを活かした窓口サービスの向上に努めています。窓口業務における職員の対応が全体の印象となることを意識し、職員のマナー向上に努め、今後も、質の高いサービス提供に向けた取り組みに努めます。

【具体的施策】

- 窓口業務を含めたサービスの向上

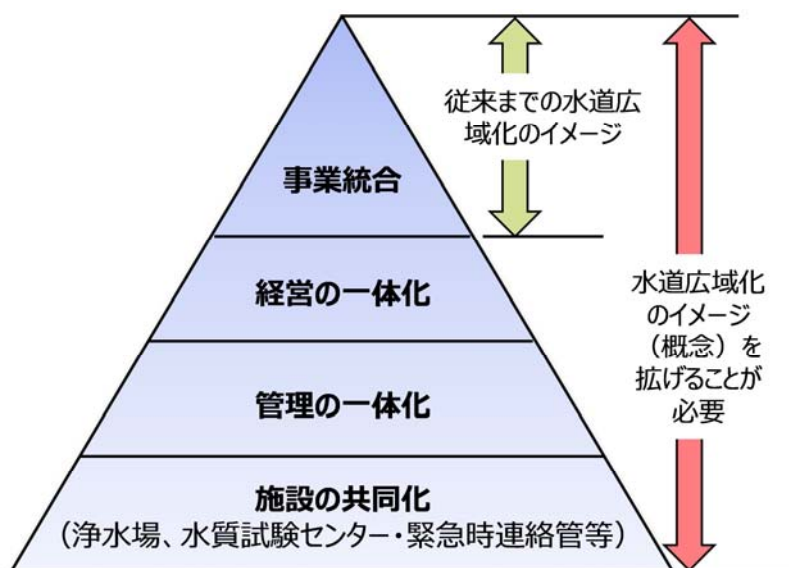


水道部窓口

《施策14》水道広域化の検討

水道広域化とは、水道事業の安定経営を持続するために、近隣水道事業者との事業の統合、施設の共同化等を行い、水道事業の効率化を目指すものです。

形態としては、次図に示すとおり、「事業統合」、「経営の一体化」、「管理の一体化」、「施設の共同化」の4つが挙げられ、運営状況や必要な検討項目は次表に示すとおりです。



※参照「水道広域化検討の手引き～水道ビジョンの推進のために～」
(平成20年8月27日 厚生労働省)

広域化形態の概要

広域化	運営状況	検討項目				
		認可	施設	組織	料金	管理
事業統合	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営形態も1つに統合された形態 ● 様々な条件を調整する必要があるため、実現は長期にわたる。 	○	○	○	○	○
経営の一体化	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営形態は1つだが、認可上、事業別の形態。 ● 料金体系の統一実現など、長期にわたる。 	×	×	○	×	○
業務の一体化	管理の一体化 <ul style="list-style-type: none"> ● 維持管理の共同実施、共同委託 ● 総務系の事務処理などの共同実施、共同委託 ● 早期に取り組むことが可能である。 	×	×	×	×	○
	施設の共同化 <ul style="list-style-type: none"> ● 共用施設の保有 	×	○	×	×	×

(1)水道広域化の推進

大分県では、水道事業運営や水道施設整備を効率的・効果的に推進していくために、従来の行政区分の枠を超えた広域的な視点で、水道広域化に取り組もうとしています。

本市は、県の方針のもと、北部ブロック事業者（宇佐市、豊後高田市）との連携を図り、効率的な水道事業の運営を目指します。まずは、浄水処理に必要な薬品の物品共同購入など、早期に一体化が可能な施策に取り組み、将来においては、徐々に広域化形態の幅を広げ、より効率的な水道業務管理を行っていきます。



大分県広域化におけるブロック

【具体的施策】

- 発展的広域化推進に向けた取組みの検討

《施策15》官民連携

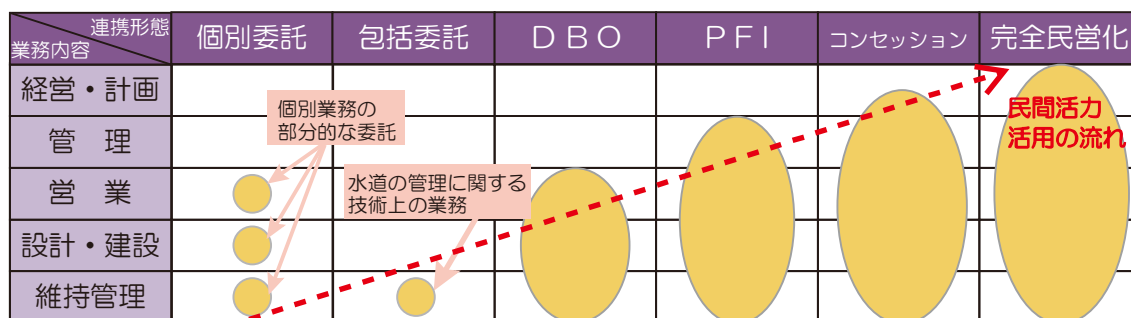
(1) 民間委託業務の拡大

将来に向けて、限られた職員での効率的な事業運営・給水サービス向上を目指していくために、職員が実施している業務を民間に委託する官民連携導入の可能性を検討します。

現在、料金徴収業務や三口浄水場および宮永浄水場の運転管理業務を個別委託していますが、給水申し込みや、旧簡易水道の運転管理等へも委託範囲を広げ、包括的な委託をはじめ、他の民間委託の可能性を模索していきます。

官民連携手法の概要

手法	概要
個別委託	<ul style="list-style-type: none"> ● 個々の業務ごとに詳細な仕様を策定し、工事や業務ごとに発注する方式。一般に小規模な業務や定型的な業務に適しているとされている。 <p>例)料金徴収業務、水道施設維持管理業務、漏水調査業務、その他</p>
包括委託	<ul style="list-style-type: none"> ● 複数の個別業務を一体化して委託する方式。 ● 水道法上の技術的な責任を含めて委託する場合もある（第三者委託）。
DB	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共が資金を調達し、民間が設計・建設を一体的に実施する方式。 <p>例)浄水場等水道施設の設計・建設等</p>
DBO	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共が資金を調達し、民間が設計・建設及び運営維持管理を一体的に実施する方式。 <p>例)浄水場の設計・建設・運転管理等</p>
PFI	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間が資金調達し、設計・建設、運営を民間事業者が一体的に実施する方式。 <p>例)浄水場の設計・建設・運転管理等</p>
コンセッション	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道資産を地方公共団体が所有し、地方公共団体と民間事業者が事業権契約を締結することで、民間事業者が水道経営権を獲得する方法。
完全民営化	<ul style="list-style-type: none"> ● 水道事業を実施している地方公共団体が、民間事業者に水道資産を含めた水道事業を譲渡し、民間事業者が資産を保有した上で水道事業を経営する方法。



参照) 民間活用を含む水道事業の連携形態に係る比較検討の手引き (厚生労働省)

【具体的施策】

- 委託範囲拡大による包括的委託
- 多様な官民連携の可能性検討

水道法の一部が改正されましたが、この趣旨は、「人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。」ことであり、改正の概要は以下のとおりとなっています（出典：厚生労働省ホームページ（一部追記））。

1. 関係者の責務の明確化

- (1) 国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- (2) 都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- (1) 国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- (2) 都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- (3) 都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- (1) 水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- (2) 水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- (3) 水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- (4) 水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣等の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権[※]を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFI の一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式（→前頁のコンセッション方式）。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定[※]に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

【改正水道法 関連情報ページ】http://www.jwwa.or.jp/info/kaisei_suidouhou.html

6-2 ロードマップ

将来にわたり、安全・強靱・持続的な水道事業を構築していくためには、本ビジョンで掲げている推進方策の計画的な実施が必要です。これら推進方策のロードマップは、次表に示すとおりです。

平成 31～35（2019～2023）年度の5カ年を短期計画、平成 36～40（2024～2028）年度の5カ年を中期計画、平成 41（2029）年度以降の10カ年を長期計画として、重要度が高く、優先するべき事業を早期に実施する計画としています。

表 6.2.1 ロードマップ

目標像	基本施策	推進方策	安全	強靱	持続	短期					中期					長期				
						1年目 H.31	2年目 H.32	3年目 H.33	4年目 H.34	5年目 H.35	6年目 H.36	7年目 H.37	8年目 H.38	9年目 H.39	10年目 H.40	H.41～50				
【安心】 安心して おいしく飲め る水道水	水源の保全政策	水源保全活動の継続	○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		情報提供と啓発活動の実施	○	○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	水源水量の確保	水源の確保			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		水質管理体制の強化	水質検査の実施	○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	指標菌、クリプトスポリジウム等 検査の徹底		○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	おいしい水の提供		○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	浄水処理方法の検討		○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	鉛製給水管の更新	水道施設のセキュリティ体制の強化	○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		鉛製給水管の更新	○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	貯水槽水道の管理指導の徹底	貯水槽水道の管理指導の徹底	○		○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
【強靱】 いつでもど こでも安定 した 水道水	災害対策の推進	水道施設の耐震診断と耐震化		○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		施設の更新	配水管の更新		○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	漏水調査の実施			○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	電気設備の更新			○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	応急対策の充実	応急給水・復旧活動			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		災害に備えた設備の充実		○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
災害対策（ライフライン）の充実			○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
【持続】 健全な経営 を維持する 水道	施設整備費の削減	効率的な施設整備			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→		
		費用削減対策			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		環境・省エネルギー対策の推進			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	人材の育成と技術の 継承	水道技術者の確保		○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		職員研修の強化	職員研修の強化		○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
			情報の共有化		○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→
	水道料金の正当化	水道料金の適正化および料金体系 の見直し			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		収益確保			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	広報・広聴活動の充 実	広報活動	○	○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		広聴活動	○	○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	窓口サービスの向上	料金支払の利便性向上			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
		接客マナーの向上			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	水道広域化の検討	水道広域化の推進		○	○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	
	官民連携	民間委託業務の拡大			○	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	→	